

食品安全委員会（第503回会合）議事概要

日 時：平成26年2月17日（月） 14：00～14：58
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：熊谷委員長ほか 6名出席
傍聴者：報道 1名、行政機関 9名、一般 3名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ 添加物 1品目
2,3-ジエチルピラジン
（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省から説明。

本件については、添加物専門調査会において審議することとなった。

- ・ 農薬 10品目（[10]はポジティブリスト制度関連）

[1] スピロメシフェン	[2] セダキサン
[3] テブフロキン	[4] トルプロカルブ
[5] フルフェノクスロン	[6] ペンチオピラド
[7] マンデストロビン	[8] ミルベメクチン
[9] レピメクチン	[10] オキスポコナゾールフマル酸塩

（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省及び担当委員の三森委員から説明。

農薬「スピロメシフェン」、「テブフロキン」、「フルフェノクスロン」、「ペンチオピラド」、「ミルベメクチン」、「レピメクチン」の6品目については、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

「セダキサン」、「トルプロカルブ」、「マンデストロビン」、「オキスポコナゾールフマル酸塩」の4品目については、農薬専門調査会において審議することとなった。

・プリオン 1案件

牛の部位を原料とする肥料利用に係る管理措置の一部見直しについて
(農林水産省からの説明)

→農林水産省から説明。

今回諮問のあった、牛の部位を原料とする肥料利用に係る管理措置の一部見直しは、摂食防止材や化学肥料等との混合を要する肥料の例外として明記されていなかった、蒸製又はアルカリ処理したものを加え、その対象を明確にするというものである。今回の見直しに伴って、現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提とした評価結果が変わるものではないことから、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられ、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するものとされた。

(2) 食品安全関係情報(1月10～1月24日収集分)について

→ 事務局から報告

欧州食品安全機関(EFSA)がビスフェノールA(BPA)に関するFAQを公表した件の概要を報告。

(3) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成26年1月分)について

→事務局から報告。